

平成25年度 第1回

# 福島町総合計画審議会



日 時：平成25年8月19日（月）午後6時

場 所：役場健康づくり研修室

福 島 町

# 会 議 次 第

## 1. 開 会

## 2. 委嘱状交付

## 3. 町長挨拶

## 4. 議 題

(1)会長の選出及び副会長の任命について

(2)各部会の部会長及び副部会長並びに所属委員の指名について

(3)福島町まちづくり推進会議委員の推薦について

(4)第4次福島町総合計画後期実施計画に係る平成24年度

事業実績について

(5)第5次福島町総合計画の策定について

## 5. その他

## 6. 閉 会

## 議案第 1 号

### 会長の選出及び副会長の任命について

福島町総合計画審議会条例第 4 条第 2 項の規定による会長の選出について、委員の互選により次のとおり選出する。

氏 名 \_\_\_\_\_

福島町総合計画審議会条例第 4 条第 4 項の規定に基づき、副会長について次のとおり任命する。

氏 名 \_\_\_\_\_

## 議案第 2 号

### 各部会の部会長及び副部会長並びに所属委員の指名について

福島町総合計画審議会運営規則第 1 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、各部会の部会長及び副部会長並びに所属委員について、次のとおり指名する。

#### 部会所属委員

部会名	委 員 名			
総務部会	部会長		副部会長	
	委 員		委 員	
	委 員		委 員	
	委 員		委 員	
経済部会	部会長		副部会長	
	委 員		委 員	
	委 員		委 員	
	委 員		委 員	

### 議案第3号

#### 福島町まちづくり推進会議委員の推薦について

福島町まちづくり推進会議条例第3条第2項第1号に規定する委員について、本委員会から次のとおり推薦する。

氏 名

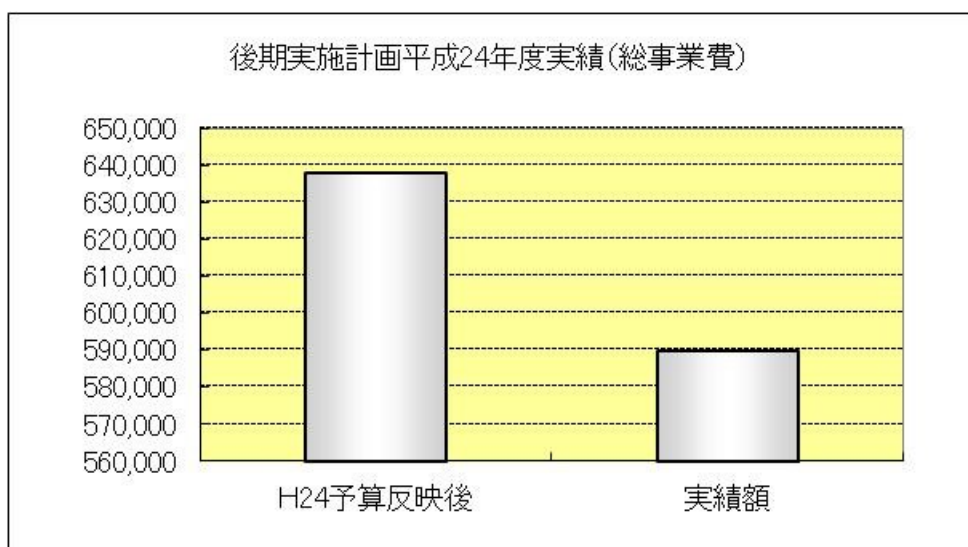
## 議案第 4 号

### 第 4 次福島町総合計画後期実施計画に係る平成 24 年度事業実績 について

#### ■ 平成 24 年度実施事業に係る実績について

第 4 次福島町総合計画後期実施計画（以下「後期実施計画」）の平成 24 年度予算反映後の平成 24 年度実施事業については、全体で 97 件、総事業費 637,700 千円（うち一般財源：329,598 千円）の事業が登載され、実績については、97 件、総事業費 589,714 千円（うち一般財源：268,995 千円）の事業が実施されております。

区 分	H24 予算反映後	実 績	比 較
総事業費	637,700 千円	589,714 千円	▲47,986 千円
うち一般財源	329,598 千円	268,995 千円	▲60,603 千円



#### ■ 項目別の実績について

「施策の体系」項目別の実績については、下記のとおり。

項 目	実績額	
地域を支える産業の充実	22 件	119,088 千円
快適な生活環境の整備	36 件	332,102 千円
未来を担う人材の育成	14 件	37,149 千円
全ての源「健康・福祉」の充実	12 件	47,913 千円
構想推進のために	13 件	53,462 千円

## 議案第 5 号

### 第 5 次福島町総合計画の策定について

#### 1 総合計画の策定根拠と次期の計画期間について

平成 23 年 4 月、地方分権改革推進計画の推進を目的に地方自治法が改正され、総合計画策定の義務付けが撤廃されましたが、当町では地方自治法改正前の平成 21 年に福島町まちづくり基本条例を制定し、総合計画策定の根拠を条例第 18 条（総合計画）に置いたところです。

現在の第 4 次総合計画は、平成 26 年度で 10 年間の計画期間が終了することから、次期の第 5 次総合計画を今年度からの 2 か年で策定し、計画期間を 8 年間とするものです。

(参考)

福島町総合開発計画	(昭和 51 年度 ~ 昭和 60 年度) (改訂版 昭和 56 年度 ~ 昭和 60 年度)
新しい福島町総合開発計画	(昭和 61 年度 ~ 平成 7 年度)
第 3 次福島町総合開発計画	(平成 7 年度 ~ 平成 17 年度)
第 4 次福島町総合計画	(平成 18 年度 ~ 平成 26 年度) (一部改訂 平成 22 年度)

#### 2 第 5 次総合計画策定に向けた基本的な考え方について

当町の人口は、昨年 3 月に人口 5 千人を割り（4,965 人）、本年 3 月には 4,844 人と 121 人減少しました。

本年 3 月に公表された「日本の地域別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所、平成 25 年 3 月推計）」は、平成 22 年の全国自治体の人口データにより推計されたものですが、28 年後の当町の人口は 1,997 人（平成 52 年度、高齢化率は 57.1%）、今年 3 月末の人口と対比すると 2,847 人の減少と推計されました。

当町では、従来より産業の振興と雇用の場の拡大、人材育成を図るとともに、町内の若者で組織した町民フォーラムからの定住促進及び少子化に関する提言を町の施策として検討し、出産祝金交付事業や定住促進住宅等奨励事業を創設するなど定住・少子化対策を進めてまいりました。

また、産業分野においても、後継者・担い手対策として「農林水産業担い手支援事業」を創設し、産業従事者の確保と育成、定住対策に取り込んでおります。

第5次福島町総合計画策定では、「産業の活性化や企業立地による雇用の場の確保」や、「定住対策」、「子育て世代や高齢者が安心して住むことができるまちづくり」等に重点を置き、人口減少及び経済対策を講じようとするものです。

また、当町の各分野における計画との整合性や、社会状況の変化等に柔軟に対応できるようにするなど、総合的な視点に立った計画策定を目指します。

### 3 総合計画の構成について

総合計画は、まちづくり基本条例に規定されている基本構想、基本計画、実施計画と事業進行管理表により構成します。

#### (1) 基本構想

基本構想は、計画の目的や期間、計画の原則、財政運営とのバランスをはじめ、将来像や基本的な政策等を定めます。

- 計画の目的と計画期間
- 計画の運用（原則、見直し手続きや進行管理、財政との関係等）
- 将来像（現状把握、目標数値や人口指標等）
- 各分野における基本政策や施策、体系 など

#### (2) 基本計画

基本構想に基づき、分野別に進める基本的な目標や展開方針を定めます。

- 施策分野別の基本目標
- 施策の展開方針 など

#### (3) 実施計画（展望計画を含む）

事業実施年度を設定した4年間の前期計画と、4年の期間内で事業想定する展望計画により構成します。

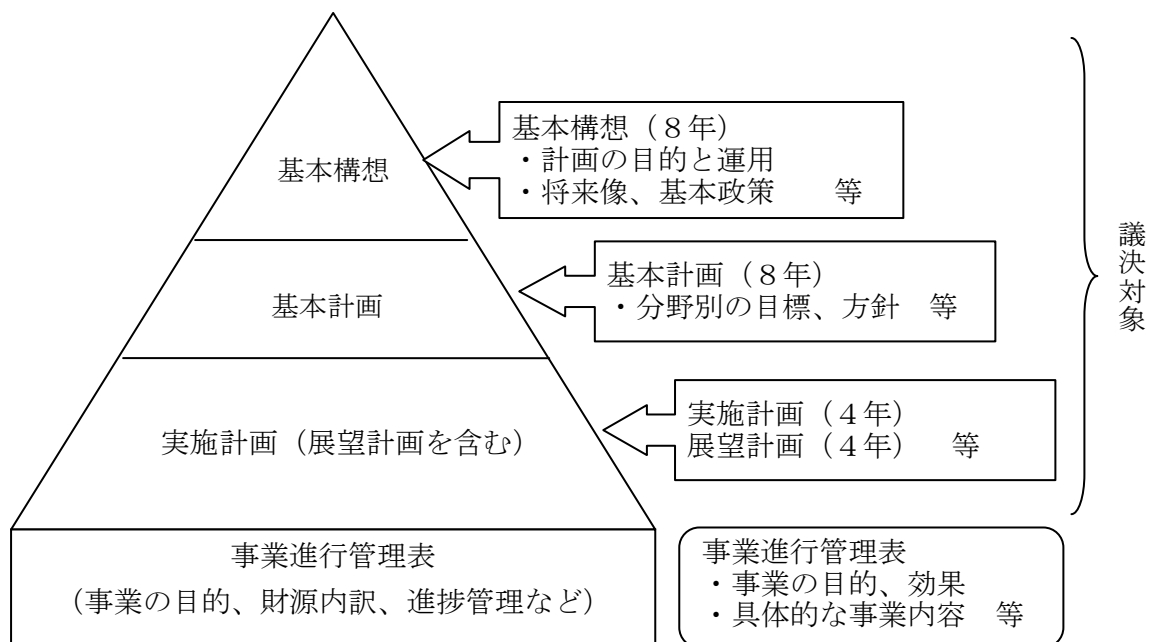
#### (4) 事業進行管理表

基本計画に基づき進める事業毎の具体的内容や財源内訳、事業の進捗状況等により構成し、事業の進行管理表及び事業進捗に係る情報公開資料としても用いるものとします。なお、事業進行管理表は事業毎に1枚のシートとします。

- 事業の発生源、目的や効果
- 事業の内容や規模
- 財源内訳
- 事業内容の変更、追加、中止、廃止の情報 など



① 総合計画の構成イメージ



② 実施計画と展望計画のイメージ

事業名	担当課	実施計画				展望計画
		27	28	29	30	31～34
〇〇事業 (追加・廃止等含む)	〇〇課		計画完了			
〇〇事業	〇〇課					期間内予定

### ③ 事業進行管理表のイメージ

#### 第5次福島町総合計画 事業進行管理表

事業名  
基本構想分類  
基本計画分類

事業担当課  
関連機関名  
計画登載(当初、追加等)

区分	全体計画	27年度	28年度	29年度	30年度
事業の内容					
事業費 財源内訳					
事業の発生源	事業目標と効果			関係機関との調整状況等	

## 4 計画策定に係るスケジュール(案)について

総合計画策定に係るスケジュール(案)は、次のとおり予定しております。

平成25年度においては、議会定例会6月会議において「福島町総合計画の策定と運用に関する条例」が可決されております。今後においては、随時、町民や産業団体等の意見把握や計画の素案づくり等を進めてまいります。

平成26年度では、計画原案の作成や総合計画審議会での審議、また、パブリックコメントの実施等を進め、平成26年度福島町議会定例会9月会議へ「福島町総合計画」を提案してまいります。

なお、この間、町民や関係団体、福島町議会、まちづくり推進会議等への中間報告や内容検討に係る意見交換等を実施いたします。

### 【平成25年度】

平成25年6月	○議会へ条例を提案
平成25年7月～ 12月	○委託業者の選定、契約、業務着手 ○各種基礎調査 ○町民等の意向把握 ○現総合計画の進捗評価および現状把握 ○各種資料・データ分析、人口推計など ○まちづくり白書の作成
平成26年1月～3月	○計画の編集・構成の検討 ○基本構想(案)の策定(以降、適宜修正)

### 【平成26年度(案)】

平成26年4月～7月	○基本計画案(案)の策定(以降、適宜修正) ○実施計画案(案)の策定(町側作業)
平成26年8月	○パブリックコメント(基本構想案・基本計画(案)) ○総合計画審議会等への諮問、答申
平成26年9月	町議会へ計画提案

## 5 総合計画策定の業務委託について

今回の計画策定は、従来の行政と町民、関係団体の連携のほか、外部的視点と専門的知識を有するコンサルタント会社に町内の現状把握と課題を分析させながら、課題克服のための積極的かつ実効性のある政策立案をすることとしております。

委託業者の選定は、プロポーザル方式(業者からの企画提案書の審査および提案内容についてのヒアリングの実施)により行い、業者決定後は随意契約により契約締結しております。

○7月12日(金) プレゼンテーションの実施

○契約の相手方：株式会社日本コンサルタントグループ札幌営業所

プロポーザル(企画、提案)方式とは、複数の者に目的物に対する企画を提案してもらい、その中から優れた提案を行った者を選定することをいいます。

## 7 福島町総合計画の策定と運用に関する条例について

当条例は、計画の位置付けや原則、策定手順等を規定するものです。

なお、まちづくり基本条例第18条第1項の総合計画の構成は「基本構想、基本計画、実施計画」ですが、提案する条例では、「基本構想、基本計画、実施計画(展望計画含む)及び事業進行管理表」としようとするもので、平成25年度6月会議において議決されております。

## 福島町総合計画の策定と運用に関する条例【解説】

(目的)

第1条 この条例は、福島町まちづくり基本条例（以下「基本条例」という。）第18条に基づく福島町総合計画（以下「総合計画」という。）の策定と運用に関する基本的な事項を定めることにより、町が進める政策等の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。

この条例は、総合計画の基本的事項を定めたもので、条例の運用等の指針とするものです。

(総合計画の位置付け)

第2条 総合計画は、まちづくりの最上位の計画であり、町が進める政策等の根拠となる計画です。

- ①この計画は、健全な財政と自律する町政運営の両立を前提としており、町が定めた各分野の計画の最上位に位置することを定義しています。
- ②町とは、町長、議会、執行機関（教育委員会、農業委員会等）をいいます。

(総合計画の名称)

第3条 総合計画の名称は、「第 次福島町総合計画 年度～ 年度」とします。

(総合計画の体裁等)

第4条 総合計画は、町が進める政策等について、町民が容易に理解できるよう配慮された体裁とし、町民が簡便な方法で入手できるものとします。

- ①「町民」とは、町内に住所を有する人、町内で働き学ぶ人、事業活動その他の活動をする人や団体をいいます。
- ②「簡便な方法」とは、町ホームページや役場窓口での簡易な入手方法を想定しています。

(総合計画の体系)

第5条 総合計画は、計画期間を原則8年とする基本構想、基本計画、実施計画で構成し、議会の議決対象とします。

2 前項のほか、各事業の政策発生源や事業内容、進行管理をするための事業進行管理表を作成します。

- ①計画期間は、社会情勢の急激な変化や、町長任期を考慮し、8年と定めます。
- ②「原則」とは、計画改定年度以外において町長が交代した場合を考慮し、計画期間と町長任期の整合性を図るため、弾力的文言としたものです。
- ③基本計画の中に、実施計画と展望計画を組み込み、分かりやすい体裁とします。
- ④事業進行管理表は、各事業毎に政策の発生源、目標と成果、財源内訳等を記載するもので、事業の公表資料とします。

(基本構想)

第6条 基本構想は、町政運営の理念と基本的な政策の方向性や将来目標を定めるほか、次の各号により構成します。

- (1) 計画の期間及び構成
- (2) 計画の財源
- (3) 財政の健全化に向けた方策
- (4) 策定及び改定の手続き
- (5) 進行管理方法
- (6) その他必要と認めるもの

「方向性」とは、計画期間内における重点政策や各分野の基本的方向性をいいます。

(基本計画)

第7条 基本計画は、基本構想に定めた将来目標達成のための分野別の基本目標を定めるほか、次の各号により構成します。

- (1) 現況と課題
- (2) 基本目標
- (3) 主要施策の方向性
- (4) その他必要と認めるもの

(実施計画)

第8条 実施計画は、原則として前期4年の実施計画と、後期4年の展望計画により構成し、後期実施計画は、前期実施計画の4年目に策定します。なお、実施計画への登載は、原則として事業費が100万円以上の事業とします。

- 2 実施計画は、具体的な事業目的や財源調達が見込まれた政策等により構成します。
- 3 展望計画は、実施計画後の将来を展望する政策や緊急性の低い政策等で構成します。

- ①実施計画は、事業の緊急性や財源調達、町長公約等を総合的に検討して策定します。
- ②「原則100万円以上」には、100万円以下の事業であっても事業推進のため計画登載が必要であると判断する事業も含むものとしています。
- ③後期実施計画は、展望計画を基に、前期実施計画の最終年度に策定します。
- ④展望計画は、前期実施計画策定段階で、将来的に位置付けがされる政策等で構成しますが、急激な社会情勢の変化等により政策実施をしようとする場合、柔軟に対応できるものとしてします。

(事業進行管理表)

第9条 事業進行管理表は、事業の具体的内容や進捗状況等を記載するものとし、基本条例第18条第3項に基づく町民への公表資料とします。

- 2 町は、第12条に基づく政策等の追加、変更、廃止が生じた場合は、それぞれの政策等について、その年度及び理由を記載し計画の進行管理をします。

- ①「事業の具体的内容」とは、事業の目的、内容、財源構成等をいいます。
- ②政策の追加等、実施計画に変更が生じた場合は、事業進行管理表に記載し、進行管理するものとしてします。

(行政評価)

第10条 町は、次の各号の行政評価を行います。

- (1) 基本構想 政策評価
- (2) 基本計画 施策評価
- (3) 実施計画 事務事業評価

(総合計画の策定手順)

第11条 町は、計画の策定過程等を明らかにするとともに、策定の進行状況に応じ、広く町民参画の上で意見反映をし、計画策定を進めます。

- 2 総合計画は、政策等の実効性の確保のため、福島町まちづくり行財政推進プランをはじめとする各分野の計画等との整合性を図ります。
- 3 町長は、町民等との懇談会やアンケート調査、パブリックコメント等に基づき総合計画原案（以下「計画原案」という。）を作成し、福島町総合計画審議会（以下「審議会」という。）に計画原案を諮問します。
- 4 審議会は、町長から諮問された計画原案について、慎重な審議を行い、町長に答申します。
- 5 町長は、審議会の答申を受け総合計画案を策定し、議会に提案します。
- 6 議会は、福島町議会基本条例の規定に基づき、総合計画の策定に関わるとともに審議を行うものとします。

- |   |
|---|
| <p>①第1項は、計画策定の過程を明らかにするとともに、基本構想等の（案）の段階等での町民の協働参画による意見反映を実施し、計画策定をすることを定めています。</p> <p>②第2項は、政策推進の財源的裏付けや各計画との整合性確保を図ることを定めています。</p> <p>③第3項は、町民参画の方法等の例示と、総合計画審議会への諮問を定めています。</p> <p>④第6項は、計画策定に係る議会の政策提案（議会基本条例第7条第5項）及び計画審議（議会基本条例第11条）により、議会の計画策定に係る提言等を位置付けています。</p> |
|---|

(情報提供)

第12条 町は、総合計画の策定や推進に当たり、町民に対し分かりやすい資料を提供します。

<p>「町民に分かりやすい資料」とは、事業の発生源や事業目的、内容、財源構成を記載する第9条（事業進行管理表）や、計画策定時の住民参画資料等をいいます。</p>
--

(総合計画と予算の原則)

第13条 町が進める政策等は、総合計画に基づき予算化することを原則とします。

<p>政策の推進は、総合計画を根拠に予算化することが原則であることを定めています。</p>
---

(総合計画の見直し)

第14条 町は、次の各号のいずれかにより総合計画の変更が必要と判断した場合は、政策等の追加や変更、廃止等、総合計画を見直すことができるものとし、

- (1) 自然災害等の緊急事態
- (2) 国の経済・財政対策等の緊急政策への展開
- (3) 社会経済情勢の急激な変化への対応
- (4) 町長が交代し、その公約を反映する場合
- (5) その他町長が特に認める場合

2 前項の自然災害時等に関わらず、毎年度、事業のローリングを実施します。

なお、ローリングによる議決対象事業は、事業量及び事業費に20%の増減又は100万円以上の増減が生じた事業とします。

- |   |
|---|
| <p>①第1項は、自然災害や国等の緊急対策時の見直しを定めています。<br/>②第2項は、例年実施のローリングについて定めています。また、ローリングの議決対象事業を、事業量等の20%又は100万円以上の増減のあった事業と定めています。</p> |
|---|

(各政策分野の計画)

第15条 福島町議会基本条例第11条で定める各政策分野の計画の策定又は改定については、総合計画との関係を明らかにし、十分な整合性を図るものとし、

<p>「議会基本条例第11条で定める各政策分野の計画」とは、次の計画をいいます。</p>
--

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 福島町総合計画</li><li>② 福島町過疎地域自立促進市町村計画</li><li>③ 福島町まちづくり行財政推進プラン</li><li>④ 福島町都市計画</li><li>⑤ 福島町防災計画</li><li>⑥ 福島地域マリンビジョン</li><li>⑦ 福島町農業振興地域整備計画</li><li>⑧ 福島町森林整備事業計画</li><li>⑨ 福島町地域福祉計画</li><li>⑩ 福島町住宅マスタープラン</li><li>⑪ 福島町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画</li><li>⑫ 福島町次世代育成支援行動計画</li></ol> |
|---|

附 則

この条例は、公布の日から施行します。